

## 福井県公害防止条例に基づく特定施設

(福井県公害防止条例施行規則別表第三)

### 四 炭化水素類に係る特定施設

1 貯蔵施設(揮発性の高い有機化合物を貯蔵する施設(温度が摂氏 15 度、一気圧の状態において気体状であるものを貯蔵するものを除く。))であって、貯蔵容量が 50 キロリットル以上であるものに限る。)
2 出荷施設(燃料用ガソリンをタンクローリーに積み込む施設であって、一日の取扱量が 30 キロリットル以上である事業場に係るものに限る。)
3 燃料小売業の用に供する地下タンク(燃料用ガソリンを貯蔵する地下タンクであって、当該地下タンクを設置する事業場の燃料用ガソリンの貯蔵容量の合計が 30 キロリットル以上である事業場に係るもの)に限り、1 に該当するものを除く。)

### 備考

- 一 「揮発性の高い有機化合物」とは、次に掲げる有機化合物をいう。
  - イ 単一成分であるものにあつては、一気圧の状態で沸点が摂氏 150 度以下であるもの
  - ロ 単一成分でないものにあつては、一気圧の状態で五容量比%の留出量となるときの温度が摂氏 150 度以下であるもの
- 二 「貯蔵容量」とは、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)第 11 条の規定による設置または変更の許可を受けている施設にあつては当該許可に係る容積を、その他の施設にあつては内容積をいう。